

指定校変更許可基準

平成19年4月1日適用

伊東市教育委員会

	事 由	許 可 基 準	添付書類	許可期間
1	最 終 学 年	小学校6年生の児童又は中学3年生の生徒で、学年途中で転居し、指定校への通学に負担が生じる場合	(指定校変更申請書のみ)	卒業まで
2	最終学年許可に伴うもの	最終学年により卒業まで指定校変更を希望する児童生徒の弟妹で学年末まで同学校への通学を希望する場合	(指定校変更申請書のみ)	学年末まで
3	学 期 中 途	学期中途に転居し、指定校への通学に負担が生じる場合	(指定校変更申請書のみ)	学期末まで
4	一 時 転 居	住宅の新築・改築のため一時的に通学区域外に転居し、完成後同地或いは同一区域内に戻る場合	建築確認書の写し、又はそれを証明するもの	その期間
5	転 居 予 定	住宅の新築や購入などのため転居前から転居地の指定校への通学を希望する場合	建築確認書 売買契約書 入居証明書 等	入居予定日まで
6	共 働 き 等	勤務や病気療養等により、保護者が児童生徒帰宅後不在となるため、保護者に代わり児童生徒を保育する者の住所地の指定校に通学を希望する場合 保護者が事業主等で、児童生徒が下校後その事業所で過ごすため、事業所所在地の指定校に通学を希望する場合	勤務証明書 保育承諾書 病気の場合医師の診断書 事業所名及びその所在地が確認できるもの	その事由が解消するまで (1年更新)
7	心 身 虚 弱	心身の虚弱等の理由により、指定校への通学が困難な場合	医師の診断書 学校長の意見書 (必要に応じ)	その事由が解消するまで (1年更新)
8	地 理 的 事 情	交通機関の状況や通学路等の地理的事情により指定校への通学が困難な場合	居住地域の地図	その事由が解消するまで (1年更新)
9	地 域 的 事 情 等	町内会等の所属により地域的事情が認められる場合	居住地域の地図 町内会等の所属証明	その事由が解消するまで

	事 由	許 可 基 準	添付書類	許可期間
10	通学区域の変更	在学中に通学区域が変更になった区域の児童生徒が引き続いて変更前の学校に通学を希望する場合（経過措置）	（指定校変更申請書のみ）	その区域内に居住している間
11	特殊事情	両親の離婚、別居等やむを得ない家庭的事情や、登校できないその他の特別な事情がある場合	学校長の意見書 民生児童委員の確認書	その事由が解消するまで （1年更新）
12	特色ある教育	小・中一貫教育等、市教委が指定する特色ある教育を希望する場合	本人・保護者の事由書	中学校卒業まで
13	小規模特認校	池小学校への就学を希望する場合	本人・保護者の事由書	小学校卒業まで
14	部活動	指定校に、入部したい部活動が存在しない場合	本人・保護者の事由書 部活動についての確認書	中学校卒業まで
15	通学上の安全	指定校への通学に、安全上支障がある場合	居住地の地図 保護者の事由書	その事由が解消するまで
16	学校不適應解消	交友関係等の事由により、指定校への通学に支障がある場合	校長の意見書	その事由が解消するまで
17	その他	上記以外にやむを得ない事情がある場合	教育委員会が必要とする書類	必要と認めた期間 （1年更新）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。ただし、この基準に基づく指定校変更許可に係る準備行為は、施行日前に行うことができる。